

社会福祉法人の指導監査結果等の公開に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市社会福祉法人指導監査要領第12条の規定に基づき市が実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）に係る指導監査の結果等（以下「監査結果等」という。）の公開について、必要な事項を定めるものとする。

(公開の目的)

第2条 市民サービスの向上や市民の視点に立った公平性・透明性の高い市政を推進するとともに、福祉サービス等を利用しようとする者が福祉サービスを提供する事業者に関する情報を容易に得られることにより福祉サービスの選択に資すること及び法人の運営状況を公開することにより、当該法人の健全な運営を促すことを目的とする。

(公開する情報)

第3条 公開する情報は、次のとおりとする。

(1) 法人の名称

(2) 指導監査の概略（実施年月日、改善報告書提出日、文書指摘の内容及び改善状況）

2 第1項第2号に掲げる事項のうち、文書指摘の内容は指導監査結果通知書において通知した文書指摘（以下「指摘」という。）の概略、改善状況は法人から提出された改善報告書に基づく内容を掲載する。

3 公開する情報は別記様式により掲載する。

(公開の時期)

第4条 公開は、指摘がない場合にあつては、指導監査結果通知後速やかに行うものとし、指摘がある場合にあつては、当該法人から改善報告書を受領し、確認後速やかに行うものとする。

2 前項の情報は、3箇年度分掲載する。

(公開の方法)

第5条 公開は、市のホームページに掲載することにより行う。

(公開に際する事務処理)

第6条 市長は、法人から指摘に対する改善報告書を受領した後に、公開する情報を別記様式に取りまとめ、法人に送付する。

(その他の情報公開項目)

第7条 第3条第1項各号の情報のほかに、次に掲げる事項を市のホームページに公開する。

(1) 佐倉市社会福祉法人指導監査実施方針

(2) 佐倉市社会福祉法人指導監査要領

(3) 社会福祉法人の指導監査結果等の公開に係る実施要領

(非公開情報の取扱い)

第8条 佐倉市情報公開条例(平成13年佐倉市条例第2号)第7条に規定する不開示情報に該当する情報は、公開しない。

(補則)

第9条 この要領に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(適用関係)

2 第3条の規定による情報の公開については、平成25年度以降における監査結果等に適用する。

附 則(平成26年5月1日決裁26佐社第326号)

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(平成27年10月13日決裁27佐社第1346号)

この要領は、決裁の日から施行し、改正後の社会福祉法人の指導監査結果等の公開に係る実施要領の規定は、平成26年度以後における監査結果等の公開について適用する。

附 則(平成29年3月2日決裁28佐社第2281号)

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則(令和2年3月18日決裁佐社第1327号)

この要領は、決裁の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

社会福祉法人指導監査結果概要

法人の名称			
実施年月日		改善報告書提出日	
文書指摘の内容		改善状況	